次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 (一)　(略) (二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。	四　封印 (一)　(略) (二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。 (三)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。
五　消毒 (一)・(二)　(略) (三)　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	五　消毒 (一)・(二)　(略) （新設）

○農林水産省告示第千七百五十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十一の規定に基づき、平成十五年十一月十八日農林水産省告示第千八百八十三号（イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 (一)　(略) (二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。	四　封印 (一)　(略) (二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはイスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。

○農林水産省告示第千七百五十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、平成二十二年四月十六日農林水産省告示第六百二十号（南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 (一)　(略) (二)　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三)　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。	四　封印 (一)　(略) (二)　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。 (三)　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。
五　消毒 (一)・(二)　(略) (三)　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	五　消毒 (一)・(二)　(略) （新設）